

尾道市立土堂小学校不祥事防止委員会設置要綱

(設置)

第1条 この要項は、尾道市立土堂小学校校務運営規程第15条及び第21条の規定に基づき、不祥事防止委員会の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本会は、教職員の規範意識の高揚、学校組織として不祥事の根絶に向けた風土、文化の確立を通して、不祥事の根絶に取り組むことを目的とする。

(委員会の構成)

第3条 委員会は、校長、教頭、体罰・セクシュアル・ハラスメント相談窓口構成員1名以上、その他校長が必要と認める職員をもって構成する。

2 女性教職員が1名以上所属するものとする。

(業務内容)

第4条 委員会は、不祥事防止に係る次の業務を遂行する。

- (1) 不祥事防止に係る年間研修計画の作成
- (2) 研修プログラムの企画・実施
- (3) 「体罰・セクハラ相談窓口」との連携
- (4) 児童生徒の状況把握のためのアンケートの企画・実施
- (5) 教職員相互による不祥事防止チェック
- (6) 不祥事防止運動などの実施
- (7) 育友会との意見交換

2 委員会は、毎月1回開催するものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等について必要な事項は、校長が定める。

附則

この要綱は、平成22年2月5日から施行する。

令和 2年4月1日一部改正し施行する。

おのみちしりつつちどうしょうがっこう

尾道市立土堂小学校

たいばつ せくしゅある はらすめんととう 体罰, セクシュアル・ハラスメント等

そうだんまどぐち 相談窓口

そうだんないよう きょうしょくいん たいばつ せくしゅある はらすめんと
相談内容：教職員からの体罰やセクシュアル・ハラスメントに
かん ぶらいばしー まもります
関することなど、プライバシーは守ります。
がっこうない そうだんまどぐち せっち
学校内に相談窓口を設置しております。
きがる そうだん
気軽にご相談ください。

たん 担	とう 当：	みやもと 宮本	よしひろ 佳宏	いしかわ 石川	ともこ 智子	おか 岡	あけみ 明美
		しげみつ 重光	やすのり 泰徳	かめもと 亀本	たくろう 拓朗	すぎはら 杉原	のぞみ 望

そうだんばしょ ほんしつ
相談場所：保健室

じゅうしょ

住所：〒722-0032

おのみちしにつつちどうちよう 6 ばん 4 4 ころ
尾道市西土堂 町 6 番 4 4 号

でんわ

電話：0848-23-3921

た そうだんまどぐち その他の相談窓口

おのみちしきょういくいいんかい
尾道市教育委員会

でんわばんごう
電話番号 (0848) 20-7453

ひろしまけんきょういくいいんかいじむきょく
広島県教育委員会事務局

でんわばんごう
電話番号 (082) 513-4917
(082) 513-4918
(082) 513-4919

ひろしまけんりつきょういくせんたー
広島県立教育センター

でんわばんごう
電話番号 (082) 427-3076

令和2年度 教職員としての自覚と誇りを高める研修計画（服務規律の確保）

尾道市立土堂小学校 不祥事防止委員会

	月	研修テーマ・内容・資料	担当
1	4月	教職員の使命・交通違反の防止 （H29年「教職員による不祥事の根絶」） 著作権について 土堂小学校個人情報管理システム	校長 保体部 教務部
2	5月	体罰の未然防止について①ロールプレイ （H25年「教職員による不祥事の根絶」他） 体罰に係るアンケート	保体部
3	6月	個人情報の適正な管理について ① （本校「個人情報管理システム」）	教務部
4	7月	セクシュアル・ハラスメント等防止，パワー・ハラスメント防止（H26，28年「教職員による不祥事の根絶」増補版）（H26，29年「教職員による不祥事の根絶」増補版）等	教頭
5	8月	児童理解の進め方，保護者対応（文部科学省「生徒指導提要」，広島県教育委員会「生徒指導資料」，いじめアンケート他）	生徒指導部 スクールカウンセラー
6	9月	懲戒処分の指針について （広島県教育委員会「懲戒処分の指針」）	校長 教頭
7	10月	体罰の未然防止について②ロールプレイ （H22「教職員による不祥事の根絶」他）	生徒指導部
8	12月	飲酒運転の未然防止について（H24「教職員による不祥事の根絶」他） 交通ルール・交通マナーの遵守について（新聞記事他） 個人情報の適正な管理について ②	校長 教務部
9	1月	公費・会計の取扱いについて （「諸費会計マニュアル」）	主事
10	2月	個人情報の適正な管理について ③ 電子データの取り扱い	教務部
11	3月	教職員の使命・服務規律の確保について （H22年「教職員による不祥事の根絶」他）	校長

※ 毎週第1木曜日を基本の研修日とする。

※ 体罰の未然防止に係る研修はロールプレイを用いて体験的な研修を実施する。

※ 市教委からの通知文や県教委の記者発表があった場合は，随時資料を配布し指導する。